

## 1 策定経過

年月日	策定経過	内容
H25. 8. 28	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長挨拶・委員委嘱</li> <li>○子ども・子育て会議の運営</li> <li>○子ども・子育て支援新制度の概要</li> <li>○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）</li> <li>○ニーズ調査項目の検討</li> </ul>
H25. 10. 9	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ調査実施について</li> <li>○次世代育成支援対策行動計画 H24 進行管理・評価結果</li> </ul>
H25. 11. 8～ H25. 11. 24	市民ニーズ調査実施 〈就学前児童対象〉	—
H25. 12. 4～ H25. 12. 17	市民ニーズ調査実施 〈就学児童対象〉	—
H26. 1. 24	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ調査実施状況・単純集計表</li> <li>○子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> </ul>
H26. 2. 26	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定について</li> <li>○市内幼稚園・保育園等の利用状況</li> <li>○教育・保育の量の見込みの説明</li> </ul>
H26. 3. 18	第5回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定（案）</li> </ul>
H26. 4. 24	第6回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果</li> <li>○就労下限時間の設定</li> <li>○就労時間別保育利用状況</li> </ul>
H26. 5. 29	第7回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）</li> <li>○計画の構成について</li> </ul>
H26. 6. 11	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援事業計画策定方針（案）</li> <li>○子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要</li> <li>○計画の構成について</li> </ul>

年月日	策定経過	内容
H26. 6. 24	第8回子ども・子育て会議	○保育の必要性に関する基準 ○次世代育成支援対策行動計画の今後の方向性・進捗状況
H26. 7. 31	第9回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の体系の検討 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案） ○教育・保育の量の見込み ○次世代育成支援対策行動計画 H25 進行管理・評価結果
H26. 8. 1	第2回検討委員会	○子ども・子育て支援事業計画の体系の検討 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案） ○次世代育成支援対策行動計画事業の体系での位置付け（案）
H26. 8. 26	第10回子ども・子育て会議	○教育・保育、地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定 ○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策（案） ○子ども・子育て支援事業計画基本理念の検討
H26. 10. 29	第11回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の基本理念 ○子ども・子育て支援事業計画骨子（案）の検討 ○教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 ○子ども・子育て支援事業計画の事業評価方法
H26. 11. 10	第12回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画骨子 ○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画 各課事業及び目標数値について
H26. 11. 27	第13回子ども・子育て会議	○伊勢原市子ども・子育て支援事業計画(素案)
H26. 12. 15~ H27. 1. 14	計画素案パブリックコメント	—
H27. 1. 26	第14回子ども・子育て会議	○計画素案パブリックコメントの結果報告 ○子ども・子育て支援事業計画（最終案）
4月	伊勢原市子ども・子育て支援事業計画スタート	

## 2 伊勢原市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊勢原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

### (会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子育て会議の会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども子育て制度計画主管課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿

委員名	役職	推薦団体	備考
岩崎 勲	伊勢原市社会福祉協議会会長	伊勢原市社会福祉協議会	委員長
杉崎 静夫	伊勢原市民生委員児童委員協議会会長	伊勢原市民生委員児童委員協議会	
高橋 静江	伊勢原市民生委員児童委員主任児童委員		
小山 直久	伊勢原山王幼稚園理事長	伊勢原市私立幼稚園協会	
渡邊 健樹	伊勢原立正幼稚園理事長		
石井 誠一	伊勢原愛児園理事長	伊勢原市保育協議会	
萩原 敬三	大原保育園理事長		
大田 正昭	友和工業代表取締役	伊勢原市商工会	副委員長
杉山 通幸	高部屋小学校長	伊勢原市小学校長会	
川戸 房江	伊勢原市PTA連絡協議会情報委員長	伊勢原市PTA連絡協議会	
竹之内 章代	東海大学講師	学識者	
青木 紀彦	公募委員	—	
多田 めぐみ	公募委員	—	
魚見 なつみ	公募委員	—	

発 行 平成27年3月  
発行者 〒259-1188 伊勢原市田中348番地  
伊 勢 原 市  
編 集 子ども部 子育て支援課  
子ども子育て制度計画担当  
電 話 0463-94-4711



©伊勢原市